

葬儀後の手続きについて

No.1

手続き事項	届け出先	届出人	備考	チェック
世帯主変更届け	住所地役所	新しく決まった本人	変更のあった日から14日以内	
婚姻関係終了届け	本籍地役所 住所地役所	本人		
社会保険の 埋葬料の関係	社会保険事務所 または健康保険組合	被保険者 もしくは遺族	2年以内 健康保険証 印鑑 葬儀費用領収書 死亡を証明する書類	
厚生年金保険の 遺族年金関係	所在地管轄の 社会保険事務所	遺族	5年以内 年金手帳(死亡者) 故人の勤務先でも可。	
国民健康保険の 葬祭費	住所地役所	被保険者 もしくは遺族	2年以内 保険者証 ・ 葬儀社の領収書	
国民年金の 死亡一時金	住所地役所	被保険者 もしくは遺族	5年以内 年金手帳(死亡者)	
生命保険の 受け取り手続き	生命保険会社	保険金受取人	死後3年以内まで。 契約書を確認しましょう。	
郵便簡易保険	郵便局	指定受取人	5年以内がよい。	
株式・社債・国債の 名義変更	各証券会社など			
銀行預金・郵便貯金の 引き出し	各銀行・郵便局	相続人	名義に注意	
電話加入権の継承	電話局	相続人		
電気・ガス・水道	各会社			
特許・商号・商標・意匠権 の総合手続き	特許庁			
各種相続同意書の作成	公証人役場 家庭裁判所など	遺族、相続人		
所有権移転登記	地方法務局	相続人	相続開始よりできるだけ早めに	
遺族補償年金の 受け取り手続き	所轄労働基準監督署	遺族	5年以内	
未支給失業給付の 受け取り	職業安定所	遺族	死亡日までの残額分	

手続き事項	届け出先	届出人	備考	チェック
借地・借家の契約証の書き換え	家主、地主			
貸付金・借入金の権利移転の通知手続き	貸付け、借入先	相続人		
自動車税の納税者変更	県税務署	新しい所有者		
運転免許証の返却	所轄警察署	できれば遺族	紛失による悪用を防止しましょう。	
自動車移転登記申請書	陸運事務所	新しい所有者	「相続扱い」になります。	
死亡者の所得税確定申告	所轄税務署	法廷相続人	4ヶ月以内。 医療費控除も可能です。	
相続税の申告	所轄税務署	相続人	死亡日から10ヶ月以内。 記入方法等については所轄税務署に確認。	
扶養控除移動申告	勤務先	本人		
銀行自動振替の名義変更	各銀行	相続人		
住宅ローンの名義変更	借入金融機関	相続人	できれば6ヶ月以内。	
改装許可申請書	遺骨を預けた寺社 または墓地所在地の役所	遺族	遺骨を他に移すとき。	
無料バスや障害者手帳の返却	市町村福祉事務所 などの発行機関	遺族		
バッチ・身分証明証	勤務先・学校または 所属機関	遺族		
忌引き届け	勤務先・学校	本人・家族		

※ この他、数多くの手続きがあります。

最寄りの機関で確認のうえ、速やかに手続きを終了しましょう。

必要書類一覧

(注)△マークは抄本です。

	手続き	申請期限	印鑑	印鑑証明	住民票	戸籍謄本(抄本)	除籍謄本(抄本)	死亡診断書	死亡者の年金手帳	保険証書	その他	備考
国民年金	遺族基礎年金	5年以内	○		○ 世帯全員の写し	○		○	○		請求者の年収が850万円未満であることを証明できる書類	「遺族基礎年金裁定請求書」に記入
	寡婦年金	5年以内	○		○ 世帯全員の写し	○		○	○			「寡婦年金裁定請求書」に記入
	死亡一時金	5年以内	○		○ 世帯全員の写し	○		○	○			「死亡一時金裁定請求書」に記入
厚生年金	遺族厚生年金	5年以内	○		○ 世帯全員の写し	○		○	○			「遺族厚生年金裁定請求書」に記入
共済年金	遺族共済年金	5年以内	○		○ 世帯全員の写し	○		○	○			「遺族共済年金裁定請求書」に記入
	葬祭料	2年以内	○		○	○		○				「葬祭料請求書」に記入
国民健康保険	葬祭費	2年以内	○							○	死亡を証明する書類	「葬祭費支給申請書」に記入
健康保険	埋葬料(費)	2年以内	○					○ または埋火葬許可証の写し			被扶養者による請求の場合は、死亡診断書等に代えて死亡に関する事業主の証明でもよい	「埋葬料(費)請求書」に記入
	家族埋葬料	2年以内	○					○ または埋火葬許可証の写し				「家族埋葬料請求書」に記入
労災保険	葬祭料	2年以内	○					○ または死体検案書			賃金台帳その他各種の添付書類が必要	「葬祭料請求書」に記入
	遺族(補償)年金	5年以内	○		○	○	○	○ または死体検案書				「遺族(補償)年金請求書」 「遺族(補償)一時金支給請求書」に記入
生命保険	保険金	3年以内	○	○ 保険金受取人		△ 保険金受取人	△ 被保険者	○		○	最終の支払い保険の領収書	「死亡保険金請求書」入院給付金特約がある時は「入院証明書」
簡易保険	保険金	5年以内	○			○	△	○		○	領収書	「死亡保険金請求書」入院給付金特約がある時は「入院証明書」
銀行預金(郵便貯金)	払戻し(名義変更)(払戻し)		○	○ 相続人全員	(銀行は○)	○	○				相続人全員の同意書、遺産分割協議書、預貯金証書	提出書類は一銀行につき各1通ずつ用意する(一部コピーでも可)。郵便貯金の名義変更は、「郵便貯金名義書換請求書」に記入
不動産	名義変更		○	○ 相続人全員	○ 被相続人	○	○				所有権移転(保存)登記申請書、固定資産課税台帳、登録証明書、遺産分割協議書	個々のケースに応じて書類を用意します
株券(株式)社債・国債	名義変更		○			○ 相続人	○ 被相続人				名義変更申請書(株券、社債、国債等)	
自動車	移転登録		○	○	○	○ 相続人	○ 被相続人				移転登録申請書、自動車検査証記入申請書、遺産分割協議書、自動車損害賠償責任保険証明書(提示のみ)	書類は不動産に準じ、個々のケースにより異なります
電話	名義変更		○		○	○ 除籍者を含む	○ 被相続人				電話加入権承継届	
電気・ガス・水道	名義変更		○									申し出のみで可
死亡した者の所得税の確定申告	準確定申告	4ヶ月以内	○								源泉徴収票、生命保険・損害保険の領収証等、決算書(事業主の場合)	「所得税準確定申告書」
相続税の申告	相続税	10ヶ月以内	○	○		○	○				遺産分割協議書の写し、固定資産評価証明書、遺言書(ある場合)写し、預貯金等の残高証明書等	「相続税の申告書」所轄税務署より申告用紙ならびに手引書を取り寄せます
医療費控除による税金の還付手続き	医療費控除		○								その年の源泉徴収票・支出を証明する領収証等	「所得税確定申告書」
生命保険つき住宅ローン	保険金		○	○ 保険金受取人		○ 保険金受取人	△	○			その年の源泉徴収票・支出を証明する領収証	生命保険の手続きに準じ、取引銀行の指示どおりします

☆手続きによっては他に書類を必要とするものもありますが、ここでは主に市区町村役場の市民課でそろえられるものについて掲載しました。

参考資料 鎌倉新書「葬儀大事典」、講談社「現代マナー事典」「冠婚葬祭事典」、主婦と生活社「冠婚葬祭事典」「都道府県別冠婚葬祭大事典」、日本実業出版社「相続贈与税のしくみ」他

必要書類一覧

(注) △マークは抄本です。

	手続き	申請期限	印鑑	印鑑証明	住民票	戸籍謄本(抄本)	除籍謄本(抄本)	死亡診断書	死亡者の年金手帳	保険証書	その他	備考
国民年金	遺族基礎年金	5年以内	○		○ 世帯全員の写し	○		○	○		請求者の年収が850万円未満であることを証明できる書類	「遺族基礎年金裁定請求書」に記入
	寡婦年金	5年以内	○		○ 世帯全員の写し	○		○	○			「寡婦年金裁定請求書」に記入
	死亡一時金	5年以内	○		○ 世帯全員の写し	○		○	○			「死亡一時金裁定請求書」に記入
厚生年金	遺族厚生年金	5年以内	○		○ 世帯全員の写し	○		○	○			「遺族厚生年金裁定請求書」に記入
共済年金	遺族共済年金	5年以内	○		○ 世帯全員の写し	○		○	○			「遺族共済年金裁定請求書」に記入
	葬祭料	2年以内	○		○	○		○				「葬祭料請求書」に記入
国民健康保険	葬祭費	2年以内	○							○	死亡を証明する書類	「葬祭費支給申請書」に記入
健康保険	埋葬料(費)	2年以内	○					○ または埋火葬許可証の写し			被扶養者による請求の場合は、死亡診断書等に代えて死亡に関する事業主の証明でもよい	「埋葬料(費)請求書」に記入
	家族埋葬料	2年以内	○					○ または埋火葬許可証の写し				「家族埋葬料請求書」に記入
労災保険	葬祭料	2年以内	○					○ または死体検案書			賃金台帳その他各種の添付書類が必要	「葬祭料請求書」に記入
	遺族(補償)年金	5年以内	○		○	○	○	○ または死体検案書				「遺族(補償)年金請求書」 「遺族(補償)一時金支給請求書」に記入
生命保険	保険金	3年以内	○	○ 保険金受取人		△ 保険金受取人	△ 被保険者	○		○	最終の支払い保険の領収書	「死亡保険金請求書」入院給付金特約がある時は「入院証明書」
簡易保険	保険金	5年以内	○			○	△	○		○	領収書	「死亡保険金請求書」入院給付金特約がある時は「入院証明書」
銀行預金(郵便貯金)	払戻し(名義変更)(払戻し)		○	○ 相続人全員	(銀行は○)	○	○				相続人全員の同意書、遺産分割協議書、預貯金証書	提出書類は一銀行につき各1通ずつ用意する(一部コピーでも可)。郵便貯金の名義変更は、「郵便貯金名義書換請求書」に記入
不動産	名義変更		○	○ 相続人全員	○ 被相続人	○	○				所有権移転(保存)登記申請書、固定資産課税台帳、登録証明書、遺産分割協議書	個々のケースに応じて書類を用意します
株券(株式)社債・国債	名義変更		○			○ 相続人	○ 被相続人				名義変更申請書(株券、社債、国債等)	
自動車	移転登録		○	○	○	○ 相続人	○ 被相続人				移転登録申請書、自動車検査証、自動車検査証記入申請書、遺産分割協議書、自動車損害賠償責任保険証明書(提示のみ)	書類は不動産に準じ、個々のケースにより異なります
電話	名義変更		○		○	○ 除籍者を含む	○ 被相続人				電話加入権承継届	
電気・ガス・水道	名義変更		○									申し出のみで可
死亡した者の所得税の確定申告	準確定申告	4ヶ月以内	○								源泉徴収票、生命保険・損害保険の領収証等、決算書(事業主の場合)	「所得税準確定申告書」
相続税の申告	相続税	10ヶ月以内	○	○		○	○				遺産分割協議書の写し、固定資産評価証明書、遺言書(ある場合)写し、預貯金等の残高証明書等	「相続税の申告書」所轄税務署より申告用紙ならびに手引書を取り寄せます
医療費控除による税金の還付手続き	医療費控除		○								その年の源泉徴収票・支出を証明する領収証等	「所得税確定申告書」
生命保険つき住宅ローン	保険金		○	○ 保険金受取人		○ 保険金受取人	△	○			その年の源泉徴収票・支出を証明する領収証	生命保険の手続きに準じ、取引銀行の指示どおりします

☆手続きによっては他に書類を必要とするものもありますが、ここでは主に市区町村役場の市民課でそろえられるものについて掲載しました。

参考資料 鎌倉新書「葬儀大事典」、講談社「現代マナー事典」「冠婚葬祭事典」、主婦と生活社「冠婚葬祭事典」「都道府県別冠婚葬祭大事典」、日本実業出版社「相続贈与税のしくみ」他